

「禁煙外来」で脱たばこしませんか？

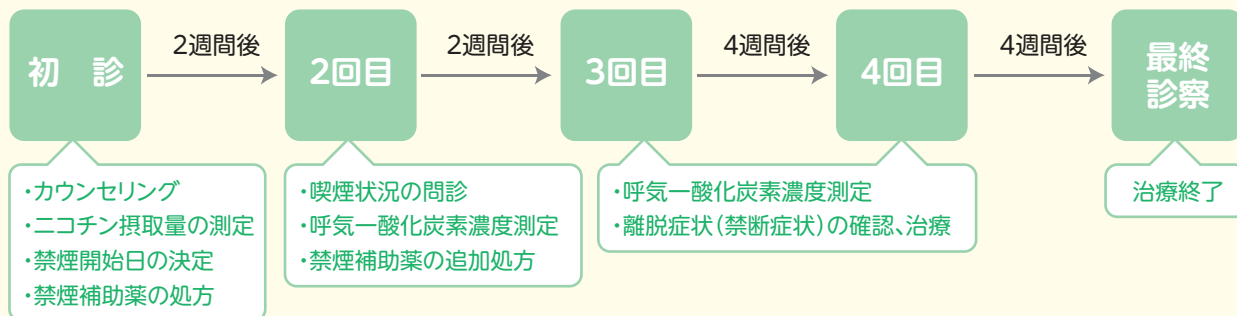
今年度から禁煙サポート事業を一新し、禁煙外来費用の一部助成を行っております。
ご自身の健康のため、この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。



禁煙外来 (健康保険適用の場合)

12週間に5回の禁煙治療を行うプログラムです。

●禁煙治療例



●健康保険適用条件

- (1)直ちに禁煙することを希望している方
- (2)禁煙治療を受けることに文書で同意した方
- (3)35歳以上の場合、1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上の方
- (4)ニコチン依存症にかかる選別テストでニコチン依存症と診断された方

●禁煙外来費用

自己負担額(3割):10,000~20,000円(5回のプログラム合計)

●実施医療機関

日本禁煙学会ホームページ→「治療・診断」→「禁煙治療に保険が使える医療機関」から確認できます。

禁煙サポート事業

●目的 喫煙者の健康促進、生活習慣病の重症化予防、受動喫煙の防止

●対象者 健康保険適用の禁煙外来を受診し、禁煙に成功した組合員

※初診日が令和元年10月1日以降の方を対象とします。

※以下の場合の対象外になります。

- ・組合員以外(被扶養者を含むご家族)が利用した場合
- ・初診日から禁煙成功証明日までの間に組合員資格を喪失している場合
- ・健康保険適用外診療の場合
- ・初診日から6ヶ月後の時点で禁煙に失敗した場合

●実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

●助成金額 10,000円(負担限度額)※年度内1回のみ

●申請の流れ

Step.1

健康保険適用の禁煙外来を予約

Step.2

禁煙外来5回の全プログラムを受診(医療機関窓口での費用はご本人が負担してください。)

Step.3(初診日から6ヶ月後)

「禁煙外来費用助成金申請書」「領収書(原本)」「診療明細書(原本)」を共済事務担当係に提出

※毎月15日までに共済組合で受理した申請分を当月末日に「短期給付振込口座」へ送金します。

